

一般社団法人日本商工倶楽部 定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本商工倶楽部と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、商工業の振興に関する事業を行い、わが国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。また、この目的遂行の基礎となる志の共有とその醸成を図るため会員相互の交流に資する事業も併せて行う。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 企業経営上の諸問題に関する講演会、研究会を開催する事業
- (2) 企業経営に役立つ技術や産業現場等の視察見学会を開催する事業
- (3) 商工業の振興に関する諸方策の立案や諸行事を開催する事業
- (4) 企業経営に関する相談会を開催する事業
- (5) 企業経営に必要な諸問題の調査、研究に関する事業
- (6) 会員相互の交流に関する事業
- (7) 機関誌等の発行に関する事業
- (8) 各種製品商品の紹介、斡旋に関する事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した法人及び個人とする。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した法人及び個人とする。
- (3) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された個人とする。

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（

以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとするものは、会員1名の紹介を得て、理事会が別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 総会において名誉会員に推薦された者は、理事会が別に定める入会承諾書を理事長に提出しなければならない。
- 3 法人たる会員にあっては、法人の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する1人の者(以下「会員代表者」という。)を定め、理事長に届け出なければならない。
- 4 前項の会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を理事長に提出しなければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める会費規程に基づき入会金及び会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、その他理事会が承認する方式により、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 会員を除名しようとするときは、その当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を正当な理由なく1年以上履行せず、かつ、催告に応じないとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 個人である会員が後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (4) 個人である会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (5) 法人である会員が解散又は破産したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

- 第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 総 会

(構成)

- 第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第13条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額又はその支給の基準
 - (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (4) 定款の変更
 - (5) 会員の除名
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第15条第3項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

- 第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

- 第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 総正会員の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

- 第16条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第17条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面又は代理人による議決権の行使)

第20条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は代理人によって議決権を行使することができる。

2 書面により議決権を行使する場合は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法令で定める時までには当該記載をした議決権行使書面を議長に提出しなければならない。

3 代理人により議決権を行使する場合は、その権限を委任されたことを証する書面を事前に議長に提出しなければならない。この代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

4 前3項の規定により議決権を行使する場合は、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印するものとする。

第5章 役員

(役員を設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
 - (2) 監事 1名以上5名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。
 - 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって一般社団・財団法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事又は監事が欠けた場合若しくはこの定款で定めた理事又は監事の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の理事又は監事を総会の決議によって選任することができる。
- 3 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等以内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、この定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができるとともに、各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査する。
- 3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めると

き、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その事実を理事会に報告しなければならない。

- 5 監事は、前項の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
- 6 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類、その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告することができる。
- 7 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、その退任した理事又は監事の任期の満了の時までとする。
- 4 補欠の理事及び監事の選任に係る決議が効力を有する期間は、決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の開始の時までとする。
- 5 理事又は監事は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、総会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第29条 理事は、次に掲げる取引をしようとするときは、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員の実任の免除又は限定)

第30条 この法人は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定められた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、専務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他こ

の法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
(6) 第30条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度4回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第25条第5項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 前条第3項第3号の規定又は第25条第5項の規定による場合で招集の通知が発せられない場合には、招集の請求をした理事又は監事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の決議は、代理人による議決権の行使及び書面による議決権の行使を認めない。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印するものとする。

(理事会運営)

第41条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

第7章 財産及び会計

(財産の管理及び運用)

第42条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 この法人は、前項の定時総会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

（剰余金の分配）

第46条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第48条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の処分）

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第50条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 顧問

（顧問）

第51条 この法人に、任意の機関として、2名以上10名以内の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

- 3 顧問は、この法人の運営に関して理事長の諮問に応え、又は理事長に対し意見を述べることができる。
- 4 顧問の報酬は、無報酬とする。
- 5 顧問には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給については、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。
- 6 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 その他、顧問に関する事項については、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第11章 評議員及び評議員会

(評議員及び評議員会)

- 第52条 この法人は、任意の機関として、70名以上130名以内の評議員で構成される評議員会を置くことができる。
- 2 評議員会は、この法人の運営に関する重要事項につき、理事会の諮問に応え、又は理事会に対し意見を述べることができる。
 - 3 評議員は、正会員のうちから総会の推薦により理事長が委嘱する。
 - 4 評議員会は、評議員の互選により、評議員会議長1名を選定する。
 - 5 評議員会議長は、理事会の要請により評議員会を招集し、その運営に当たる。
 - 6 評議員の報酬は、無報酬とする。
 - 7 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給については、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。
 - 8 評議員の任期は、第26条第1項の規定を準用する。
 - 9 その他、評議員及び評議員会に関する事項については、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第12章 委員及び委員会

(委員及び委員会)

- 第53条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、任意の機関として、委員から構成される各種の委員会を置くことができる。
- 2 委員は、正会員のうちから理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
 - 3 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し又は審議する。
 - 4 委員の報酬は、無報酬とする。
 - 5 委員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給については、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。
 - 6 委員の任期は、第26条第1項の規定を準用する。
 - 7 その他、委員及び委員会に関する事項については、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第13章 事務局

(事務局の設置等)

第54条 この法人に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て理事長が委嘱し、職員の任免は、理事長が行う。
- 4 その他、事務局及び職員に関する事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第55条 この法人は、法令の定めるところにより次に掲げる帳簿及び書類を事務所に備えおかななければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 認可、許可等及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (6) 監査報告書
 - (7) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるものとする。

第14章 補 則

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、大塚壽郎とし、専務理事は、東澤雅樹とする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項に

において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から就任する理事又は監事の補欠の理事又は監事の選任に係る決議の効力が有する期間は、第26条第4項の規定にかかわらず、設立の登記の日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の開始の時までとする。

附 則

この定款は、平成25年4月1日（一般社団法人設立登記日）から施行する。

附 則

1. この定款の変更は、平成25年6月24日から施行する。
2. この定款の変更は、平成28年6月21日から施行する。